

## 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

### 1 原子力規制委員会の設置と関係法令の改正（H24.6.27 公布，H24.9.19 施行）

福島第一原子力発電所事故を踏まえ，原子力規制体制が大きく変更されるとともに，原子力関係法令が改正された。

#### 原子力規制委員会設置法の成立

○国家行政組織法に基づく第3条委員会，事務局は原子力規制庁

#### 原子力災害対策特別措置法（原災法）の改正

○旧原子力安全委員会が策定していた防災指針が法定化 → **原子力災害対策指針**



### 2 地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

原災法改正に伴い，以下のとおり地域防災計画（原子力災害対策編）の修正が必要である。

- |         |   |
|---------|---|
| （根拠法令）  | 「原災法第28条」及び「災害対策基本法第40条」                                  |
| （根拠指針等） | 「防災基本計画」（H24.9.6 修正）<br>「原子力災害対策指針」（H24.10.31 原子力規制委員会決定） |
| （修正期限）  | 法律施行から6ヶ月（平成25年3月18日）                                     |



### 3 宮城県防災会議原子力防災部会での審議

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について，宮城県防災会議原子力防災部会を開催し，審議を行った。

- |         |  |
|---------|--|
| （部会委員）  | 若生副知事（部会長），学識経験者，原子力災害対策重点区域に係る首長（3市4町），<br>第二管区海上保安本部長，宮城県警察本部長，日本放送協会仙台放送局長，仙台管<br>区气象台技術部予報課長，石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長ほか |
| （第1回部会） | 平成24年11月20日 原子力防災部会案に係る審議  |



関係機関等（防災会議幹事，県内全市町村，  
関係消防本部等）に意見照会

- |         |   |
|---------|---|
| （第2回部会） | 平成25年1月9日 関係機関の意見を反映した部会案に係る<br>審議，部会案の決定 |
|---------|---|

### 4 宮城県防災会議幹事会議（平成25年1月18日）

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の部会案について審議が行われ，防災会議に付議することについて了承された。

## 4 計画の構成

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の構成は以下のとおりとなっている。

章	題目（現行）	題目（修正案）※	主な内容
第1章	総則	総則	計画の基本的事項や全般的な事項を規定
第2章	災害予防対策	原子力災害事前対策	原子力災害に係る体制の整備等を規定
第3章	災害応急対策	緊急事態応急対策	原子力災害に係る緊急事態対応等を規定
第4章	災害復旧対策	原子力災害中長期対策	原子力災害に係る中長期的対応等を規定

※規定内容を明確に表す名称に変更を行った。

## 5 主な修正内容

### 第1章 総則

#### 1 計画の基礎とすべき災害の想定

- ①今般の福島第一原発事故を踏まえ、過酷事故による影響を想定することを明確化。
- ②迅速に防護措置を講ずるための判断基準としてEAL、OILを導入。

##### EAL（緊急時活動レベル）

：初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準で、原子力施設の状態等で設定。

##### OIL（運用上の介入レベル）

：環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定。

#### 2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

- ①これまで、原子力発電所の半径10キロ程度のEPZ（防災対策重点地域）を中心として準備していたが、新たに半径5キロ程度PAZ（放射性物質放出前の迅速な防護措置を準備する区域）と、半径30キロ程度のUPZ（放射線による確率的影響を低減させるための防護措置を準備する区域）を導入。（資料5）

#### 3 防災関係機関

- ①原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が拡大したため、管轄の消防本部を追加。

### 第2章 原子力災害事前対策

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

- ①複合災害等を念頭に、多様な通信手段を確保し、災害時に確実に通報連絡が行えるよう、機器を整備することについて追加。

## 2 対策拠点施設の整備

- ①福島第一原発事故では、オフサイトセンターが汚染されて使用できなくなったことから、過酷事故に対応できる施設の整備について修正・追加。
- ②対策拠点施設に非常用通信機器を整備することを明確化。

## 3 モニタリング体制

- ①原子力規制委員会が司令塔となり、緊急時モニタリングを行うことについて追加。
- ②緊急時の被ばく線量評価体制について追加した。

## 4 複合災害への備え

- ①複合災害では、先発災害に要員や資機材が集中し、後発災害において不足する可能性があるため、要員や資機材投入の判断の在り方や関係機関との連携について準備することを明確化。

## 5 避難計画の作成支援

- ①原子力発電所により近いP A Zの避難等を優先する等、国際基準に基づく考え方を追加。

## 6 避難所

- ①避難所等において必要な生活関連設備の整備について明確化。
- ②避難所等において必要な物資の備蓄について明確化。

## 7 災害時要援護者の避難誘導體制に係る助言

- ①施設毎の特徴について整理し、具体的な準備項目について明確化。

## 8 緊急輸送活動体制

- ①P A Zなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送をおこなうための体制整備について明確化。
- ②輸送に係る関係機関との連携など、環境整備について追加。

## 9 緊急時医療体制

- ①安定ヨウ素剤の適切な配布・服用を行うための手順や体制、平常時の配備について追加した。

## 10 防災訓練

- ①福島第一原発事故を受け、複合災害や過酷事故を想定した訓練の実施について追加。
- ②様々な要素訓練を行い、対応力向上を図っていくことについて明確化。

## 第3章 緊急事態応急対策

### 1 警戒本部・災害対策本部・現地本部体制

- ①原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を管轄する県の関係機関を体制に追加。

### 2 原子力被災者生活支援チームとの連携

- ①避難区域等の設定・見直しや除染等について、支援チームと連携を図って実施していくことを追加。

### 3 緊急時モニタリング

- ①原子力規制委員会が司令塔となり策定する**緊急時モニタリング実施計画**に基づきモニタリングを実施することを追加。
- ②緊急時モニタリング実施計画の改定について、県も参画することを明確化。

### 4 屋内退避・避難等の防護活動

- ①SPEED I 等による予測的な手法を用いた防護活動から、防護措置の判断基準等により活動を行うよう修正。
- ②EALに基づいて**緊急事態体制を構築**するよう修正。
- ③**緊急時モニタリングの実測値をもって、防護措置**を行っていくよう修正。

### 5 避難場所

- ①災害の状況に応じて柔軟な対応ができるよう、予め指定した施設以外の施設についても、避難所として使用することを追加。
- ②避難場所の衛生環境の確保について、具体的な内容を記載。

### 6 避難時のスクリーニング

- ①避難した住民に係るスクリーニングの実施について追加。

### 7 安定ヨウ素剤の予防服用

- ①安定ヨウ素剤の予防服用について必要な措置を講ずることを追加。

### 8 災害時要援護者への配慮

- ①医療関係機関等と連携した対応を行うことを追加した。
- ②施設ごとの対応について記載。

### 9 飲食物、生活必需品の供給

- ①東日本大震災の経験を踏まえ、被災者のニーズに配慮した物資の供給を行うことについて明確化。

## 10 緊急輸送体制

- ①避難者の輸送においては、PAZなど緊急性の高い区域を優先することを明確化。

## 11 緊急時医療活動

- ①緊急被ばく医療部門と災害医療部門の連携、放射線被ばく診断に係るスクリーニングレベルの実用的な値や測定方法、安定ヨウ素剤の投与の判断基準や他の防護措置との併用の在り方、被ばく線量評価等について、原子力規制委員会で検討が行われている。

## **第4章** 原子力災害中長期対策

### 1 緊急事態解除宣言後

- ①原子力緊急事態解除宣言後においても、現地対策本部や原子力被災者生活支援チームと連携して被災者支援を実施することを追加。

### 2 避難区域等の見直し

- ①状況に応じた避難区域の見直しについて追加。

### 3 放射性物質による環境汚染への対処

- ①除染、健康管理等の在り方については、原子力規制委員会が今後検討

### 4 被災者の生活再建支援

- ①被災者の生活再建に向けて、資金や心身のケア等の支援に努めることを追加。